

職業安定法施行規則等改正に関するセミナー

1

令和7年
岩手労働局職業安定部
需給調整事業室

最近の職業安定法令等の改正

1. 令和4年10月1日から施行

- 1) 求人等に関する情報の的確な表示（法改正）
- 2) 個人情報収集の際に個人情報の収集・使用・保管する業務の目的を明示（法改正）

2. 令和5年10月23日から施行

人材サービス総合サイト上での事業所ごとの離職状況について、情報提供期間を2年から5年に延長（省令改正）

3. 令和6年4月1日から施行

- 1) 労働条件の明示において変更の範囲を明示する義務が生じる（省令改正）
- 2) 手数料表、返戻金制度に関する事、業務運営規程について、事業所内の掲示に代えてインターネット上での情報提供を可能とする（省令改正）

4. 令和7年1月1日から施行

許可条件として転職勧奨しないこと、及び、求職申込み勧奨時にお祝い金を提供しないことが追加（法令改正ではない）

5. 令和7年4月1日から施行

- 1) 人材サービス総合サイトに徴収した紹介手数料の実績を公開する義務（省令改正）
- 2) 違約金に関する定めを明示する義務（指針改正）

許可条件として転職勧奨をしないこと、求職の申込み勧奨においてお祝い金を支払わないことが追加 (令和7年1月1日施行)

【許可条件に追加される事項】要領第3の7(2)チ

(イ) その紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

(ロ) 求職の申込み勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

【参考】許可の条件 安定法第32条の5

有料職業紹介の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる

【参考】許可の条件に違反すると、**許可の取り消し**又は**事業停止**の対象となることに留意
(安定法第32条の9)

人材サービス総合サイトに明示する事項

【人材サービス総合サイトに追加掲載が求められる事項】 省令第24条の8第3項

手数料に関する事項（有料職業紹介事業者の取扱職種毎の常用就職1件あたりの平均手数料率の実績を含む。ただし、有料職業紹介事業者がその取扱職種毎の常用就職1件あたりの同項第一号及び第二号に係る手数料を定額で徴収する場合には、当該手数料率の実績に代えて、職業安定局長の定めるところにより算定した当該就職1件あたりの平均手数料額の実績とすることができる。）

【予定】 4か月以上の有期又は無期で雇用されること

【予定】 求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）
／ 求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）
小数点第2位四捨五入

【保留】 まだ考え方が示されていない

【予定】 常用就職の実績が多い上位5職種。ただし常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要

違約金に関する定めを明示する義務

【追加された指針上のルール】

職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないように明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該求人者が同一文書を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

求人者が負担する全ての金銭についてあらかじめ誤解が生じないように明示してください

具体的な金額が定まっていない場合算定方法

違約金の解除方法ではなくサービスの解除方法

求人者の手元に規約が残るなど契約締結後に求人者が確認できる必要があります。①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約を確認させ同意させるという方法は、求人者が同一文書を再読できない可能性があり、適切な方法とは言えません。